

意見第1号

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書

上記事件について別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月16日提出

飛驒市議会議長 澤 史 朗 様

提出者 水 上 雅 廣

賛成者 籠 山 恵 美 子

賛成者 住 田 清 美

賛成者 小 笠 原 美 保 子

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当は、障がいのある児童の健やかな成長と、日常生活における著しい負担を支えるための命綱である。しかし、両手当に課せられた所得制限は、障がいのあるこどもを抱える家庭の深刻な実態に即しておらず、支援の公平性を著しく欠いている。

医療的ケア児を育てる家庭では、親が24時間体制で人工呼吸器の管理や喀痰吸引等の医療行為を担い、極度の緊張と睡眠不足の中にいる。両手当は、この献身的なケアに対する社会的な承認であり、命を繋ぐための対価である。所得制限による給付停止は、経済的な困窮のみならず、「社会から支えを拒絶された」という深い喪失感と孤立を招く。障がいのあるこどもの命の重さと、それを守る親の苦勞に、所得による差をつけることは断じて許されない。

2024年10月の児童手当の所得制限撤廃により、一般のこどもへの支援は普遍化された。その一方で、医療費、療育費、将来への備え、さらには高額な福祉サービス負担を抱える、障がいのあるこどもを抱える家庭にのみ制限が残されている現状は、社会保障の著しい歪みである。高所得世帯であっても、障がいに伴う追加費用やケアのための離職リスクにより、家計は常に圧迫されている。障がい児福祉こそ、親の所得にかかわらず等しく提供されるべき普遍的な権利である。

特別児童扶養手当と障害児福祉手当の両方の対象となる重度障がい児家庭において、所得制限は「二重の壁」として立ちちはだかる。一定の所得を超えた瞬間に、年間約60万円から80万円近い受給権が失われる。この急激な「崖」があるために、保護者がキャリアアップや就労時間を抑制せざるを得ない「働き控え」が常態化している。これは、政府が掲げる「こどもまんなか社会」及び労働力確保の推進に反するものである。

よって、政府においては、すべての障がいのあるこどもたちが、家庭環境や親の所得に左右されることなく、その命を等しく慈しまれる社会を実現するため、速やかに両手当の所得制限を撤廃することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年7月2日提出

飛 驒 市 議 会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣